

市内中小企業等の受注機会確保等について

いわき市では、本市が震災前にも増して活力あるいわきを創生し、豊かな地域社会を形成するためには、中小企業・小規模企業が将来にわたって輝き続けることが不可欠であることから、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の活性化及び市民生活の向上を図るため、平成 28 年に「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」を制定しました。

この条例においては、市内における企業間取引拡大に向けた取組の推進などを定めており、市としましても、中小企業等に対する受注の必要性を周知するとともに、中小企業等が受注しやすい「分離・分割発注」、「適正な納期、工期、納入条件等の設定」の紹介などを行うことにより中小企業等の受注機会の拡大に努めているところです。

さらに、本年 7 月には、民間主導で中小企業等を支援するための基金が創設されるなど、官民が一体となって中小企業等を支える機運が一層高まっております。

つきましては、こうした状況及び条例の趣旨を勘案され、本市経済の一翼を担っていただいている入札参加有資格者名簿に登録されている事業者各位におかれましては、市内中小企業等への優先発注など、その受注機会の確保等に対し、より一層の御理解と御協力を賜りたく、次の事項について留意くださるようお願い申し上げます。

- 1 本市が震災前にも増して活力あるいわきを創生し、豊かな地域社会を形成するためには、中小企業・小規模企業が将来にわたって輝き続けることが不可欠であるとする条例の趣旨に鑑み、本市が発注した工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合、建設機械を購入又は借入する場合及び受注した業務の一部を外注する場合には、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、特に本市内の中小企業等を優先として活用してください。
- 2 本市が発注した工事等を下請発注する場合等には、適正な価格で請け負わせること、また、下請代金等を適正な期間内に支払うことなど、関係法令を遵守し、契約の適正化を図ってください。
- 3 社会保険等に未加入（従前から国民健康保険組合に加入しており、年金事務所による健康保険被保険者適用除外承認を受けている場合など、適切な保険に加入している場合を除く。）の下請負人等に対しては、加入を指導するなど、適正な労働環境の確保に努めてください。

平成 29 年 8 月 8 日

入札参加有資格者 各位

いわき市長 清水 敏男